

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 HUFFMAN Benjamin David

論 文 題 目

A Capabilities Approach to E-Participation in the Philippines:  
Redefining the Modality of Socially Inclusive Governance  
(フィリピンにおける電子政治参加のケイパビリティ・アプローチ分析  
——社会包摂的ガバナンス様式の再定義)

論文審査担当者

主 査

	名古屋大学	准教授	日下 渉
委員	名古屋大学	教授	伊東 早苗
委員	名古屋大学	准教授	岡田 勇
委員	名古屋大学	教授	東村 岳史

# 論文審査の結果の要旨

## 1. 論文の概要と構成

情報通信技術を活用した電子政府 (E-Government) と電子政治参加 (E-Participation) の促進は、行政を効率化するだけでなく、市民の政治参加、透明性、説明責任、応答性に基づく包摂的なガバナンスを実現するものと期待を集めている。国際機関と各国政府は、電子政治参加を促進すべく様々なプログラムを実施してきた。本論文が対象とするフィリピンもその一つであり、国際機関の支援を受けて、電子通信技術のインフラ整備に予算を投入してきた。しかし、それにもかかわらず、電子政治参加は向上せず、社会包摂的なガバナンスを実現していない。それは何故なのか。本論文の第一の目的は、その理由を明らかにすることである。結論を先取りして言えば、多くの電子政治参加プログラムが失敗してきたのは、インフラ整備ばかりを偏重し、諸個人が電子政治参加のインフラ (資源) を価値ある機能に転換する潜在能力を看過しているためである。

多くの先行研究も、電子政府技術のインフラを整えることで電子政治参加を促進できると想定する。そしてインフラ整備にもかかわらず、電子政治参加が向上しないのであれば、情報通信技術を使いこなす能力の不平等、すなわち「デジタル・デバイド」(情報格差) のためだと捉えてきた。著者は、こうした議論を電子政治参加の「資源論」と整理したうえで、多くの社会でスマートフォンが普及し、情報格差はもはや深刻な制約ではなくなりつつあると指摘する。また資源論は、個人が電子通信技術という資源を具体的な価値に転換する潜在能力の問題を看過していると批判する。次に著者は、国連行政ネットワーク (UNPAN) および Erwin Alampay の研究を取り上げて、電子政治参加をめぐる議論を、資源の供給から、個人の潜在能力へと着眼点を移行させた点を評価する。しかし、これらの研究は、政治社会的な環境的要因を看過して個人の潜在能力を理念的に捉えていると批判する。そのうえで、フィリピンを事例に、具体的な個人と環境に焦点を当てつつ、人々が電子政治参加を通じて「価値ある機能」を実現するための潜在能力のリストを特定しようとする。これが第二の目的である。

第1章および第2章では、上記の目的、問いを提示し、先行研究批判を展開する。それ以降の章では、フィリピンを対象とする事例研究を展開する。第3章では、フィリピンにおける電子政治参加の概況を検討する。国家および民間によるインフラの整備は進んでおり、市民も世界でもっとも長い時間ソーシャル・メディアを活用するなど電子通信技術に馴染んでいる。ただし、政府は電子政治参加を促進する政策を策定してきたものの、包摂的なガバナンスが実現しているとはいえない。

第4章では、具体的に、TV-White Space Initiative と Tech4ED という国家による二つの電子政府プログラムをとり上げて検討する。これらのプログラムには、実施が不適切だったり、英語をフォーマットにすることで英語力をもたない市民のアクセスを妨げているといった問題点がある。他方で、市民はフェイスブックなど民間のフォーマットを用いて、政治家と積極的にコミュニケーションをとっている。また 466 名を対象とする質問票調査によって、社会階層やインターネット使用料金は、市民によるインターネットの利用にあたって障害になっていないことを明らかにし、「資源論」を改めて否定する。

第5章では、地方政治家がいかに関フェイスブックなどを用いて、市民とコミュニケーションをとっているのか明らかにする。調査対象とした3名の政治家は、フェイスブックで災害時に支援物資の配給情報を伝達したり、様々な条例案に関する議会審議の様子をスカイプでストリーム配信するなどして、積極的に情報を市民に公開している。これに対して、市民もフェイスブックなどを通じて政治家

## 論文審査の結果の要旨

や他の有権者と意見交換を行い、都市開発、病院の改善、環境といった具体的な争点に基づく政策論争を展開しており、時に政治家に条例案を修正させたり撤回させたりすることもある。従来、地方政治ではクライエントリズムが深く根付き、政治家と有権者との間で票と短期的な利便が交換されるのみであったのに対して、電子政治参加によって、より実質的な意味ある政治参加と利益表出が生じつつある。また、クライエントリズムのもとでは政治家と有権者の垂直的な関係が重要であったのに対して、政策 이슈をめぐる有権者の水平的な連帯も形成されてきた。

第6章では、電子政治参加に関する市民の意識に焦点を当てる。多数派の市民は、電子政治参加はより多くの知識と発言力を人々に与えるので、政治家との権力関係がより対等になってきたと認識している。ただし、多くの市民は、既成メディアよりも、フェイスブックにおける知人の投稿を信用している。フェイク・ニュースが話題になっているように、インターネット上の情報には信頼性が低いものも少なくないので、信頼できる情報を得られることが電子政治参加の質を高めるためには必要である。

第7章では、以上の事例研究に基づいて、人々が情報通信技術という資源を活用して、電子政治参加を行い、社会包摂的なガバナンスを実現するにあたって必要な潜在能力のリストを特定する。従来から指摘されてきた情報通信技術への「アクセス」に加えて、「発言・表現」、「平等」、「知識獲得」、「仲間との連帯」という潜在能力が重要である。また、電子政治参加を通じて、クライエントリズムが根付いた社会でも、人々はより実質的な意義ある政治参加と利益表出——社会包摂的なガバナンスの実践——という「価値」を実現できたと結論づける。さらに、電子政治参加を通じた社会包摂的なガバナンスの台頭には、個人の潜在能力をさらに高めていくという「エンパワメント・ループ」の可能性があると示唆する。

### 2. 評価

本研究の意義は、これまで技術的あるいは規範的な議論にとどまっていた電子政府および電子政治参加の課題と可能性を、フィリピンにおける質問票調査と徹底したフィールド調査によって具体的に明らかにしたことである。とりわけ次の点を評価できる。

第一に、電子政治参加の実現にあたって、フィリピンのような新興国においてさえも、デジタル・デバイドはもはや主要な障害ではないということを実証したことである。質問票調査によって、階層・世代・地域といった社会亀裂を超えて、8割から9割以上の市民がインターネットにアクセスする自由を享受していることが明らかになった。またインタビュー調査によって、自宅にインターネット回線をもたない低所得層も、ショッピングモール等で無料のwifiを活用していることが明らかになった。この知見は、インフラ整備を偏重してきた従来の電子政治参加の促進プログラムに対して、より人々の置かれた具体的な社会的・政治的な環境要因を重視するよう、視座の転換を要請するものである。その点で優れた実務的な意義をもつ。

第二に、セブ市とタグビララン市という二つの地方都市において、電子政治参加が改革志向の地方政治の台頭を促していることを実証したことである。フィリピンでは、20世紀初頭に民主制度が導入されるも、植民地期に形成された大土地所有制を背景とする地方エリート支配のもと、人々は十分な利益表出を行なうことができなかった。伝統的な地方政治では、政治家は資源と情報を独占するクラ

## 論文審査の結果の要旨

イエンタリズムによって市民を支配してきた。しかし、電子通信技術の浸透を背景に、市民に対して積極的に情報を公開し、彼らと意見交換を行う新世代の政治家が台頭すると同時に、市民同士の水平的な連帯も形成され、条例案などイシューをめぐる政策論争が展開されるようになった。この指摘は、地方エリート支配による民主主義の形骸化を強調してきたフィリピン地方政治研究の文脈でも高く評価されるだろう。

他方で、本論文には不十分な点も含まれる。第一に、フィリピンでは「アクセス」に格差がないにしても、「発言・表現」、「平等」、「知識獲得」、「仲間との連帯」というその他の潜在能力は、諸社会集団ごとに不平等に偏在していると考えられる。しかし本論文では、どのような社会集団が、これら4つの潜在能力をより優位に享受しているのか分析がなかった。これに関連して、情報通信技術が市民をエンパワーしていると多数派の人々が認識していると論じる一方で、どのような少数派の人々が情報通信技術によるエリート支配の強化を感じているのかについても議論がなかった。少数派の悲観的な見解は、潜在能力の欠如に由来していることが予想され、さらに深い分析が望まれる。

第二に、電子政治参加のため電子通信技術という資源が、どのような価値ある機能に変換されうるのかについて、議論が不足している。たしかに、地方政治において、より社会包摂的なガバナンスが生まれてきたというマクロな現象と、条例案の修正や撤回といったエピソード的な事例は論じられている。しかし、それによって具体的に諸個人のどのような福利や機能が実現されたのかは明らかではない。

しかし、これらの点は、著者が今後の研究によって追及すべき課題であり、本論文の価値や独自性を損ねるものではない。本論文は、博士論文としての水準に足りるオリジナリティと学術的価値を十分に有していると判断する。

### 3. 判定

以上のような審査の結果、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。